

令和2年9月湖西市議会定例会

議 案 書

議案一覧表

(令和2年9月 湖西市議会定例会)

議案番号	件名
議案第 58 号	湖西市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 59 号	湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第 60 号	湖西市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について
議案第 61 号	令和2年度湖西市旧環境センター解体工事の契約締結について
議案第 62 号	令和2年度高師山地区津波避難タワー整備工事の契約締結について
議案第 63 号	損害賠償額の決定について
議案第 64 号	市道の路線の認定について
議案第 65 号	令和2年度湖西市一般会計補正予算（第7号）
議案第 66 号	令和2年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第 67 号	令和2年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 68 号	令和2年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 69 号	令和2年度湖西市水道事業会計補正予算（第2号）
議案第 70 号	令和2年度湖西市病院事業会計補正予算（第1号）

議案番号

件

名

議案第 71 号 令和元年度湖西市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第 72 号 令和元年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 73 号 令和元年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 74 号 令和元年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 75 号 令和元年度湖西市公共下水道事業会計決算認定について

議案第 76 号 令和元年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第 77 号 令和元年度湖西市病院事業会計決算認定について

日程第 1

会議録署名議員の指名

4 番 三 上 元

5 番 福 永 桂 子

令和 2 年 9 月 2 日

湖西市議会議長 加 藤 弘 己

日程第 2

会期の決定

今期定例会の会期は、本日から 9 月 30 日までの 29 日間とする。

令和 2 年 9 月 2 日

湖西市議会議長 加 藤 弘 己

議案第 58 号

湖西市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 2 年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 袴 田 雄 司

議案第 59 号

湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湖西市条例第 24 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湖西市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 3 項中「指定都市」の次に「若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 60 号

湖西市老人福祉センター条例の一部を改正する条例 制定について

湖西市老人福祉センター条例（平成 22 年湖西市条例第 22 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

湖西市老人福祉センター条例（平成 22 年湖西市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「老人福祉法」を「この条例は、老人福祉法」に改める。

第 3 条ただし書中「ただし」の次に「、第 5 条第 1 項の規定により市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）は」を加え、「市長が」を削り、「これ」を「市長の承認を得てこれ」に改める。

第 4 条ただし書中「ただし」の次に「、指定管理者は」を加え、「市長が」を削り、「これ」を「市長の承認を得てこれ」に改める。

第 13 条を第 15 条とし、第 12 条を第 13 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（市長による管理）

第 14 条 第 3 条ただし書、第 4 条ただし書、第 6 条第 2 号、第 7 条、第 8 条第 1 項、

第 2 項及び第 3 項、第 9 条、第 10 条並びに第 12 条の規定は、指定管理者に代わって、市長が福祉センターの管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、第 3 条ただし書中「第 5 条第 1 項の規定により市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）は、特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあり、及び第 4 条ただし書中「指定管理者は、特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、特に必要と認めるときは」と、第 6 条第 2 号中「指定管理者が管理運営上支障がない者としてあらかじめ市長の承認を得た者」とあるのは「市長が管理運営上支障がないと認める者」と、第 7 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 8 条見出し中「利用料金」とあり、及び同条第 1 項中「利用料金（法第 244 条の 2 第 8 項の利用料金をいう。以下同じ。）」とあるのは「使用料」と、同項第 2 号中「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、同条第 2 項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第 3 項中「指定管理者は、特別な理由があると市長が認めるときは、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第 9 条見出し及び第 1 項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第 10 条各号列記以外の部分中「指定管理者」とあり、同条第 6 号中「市長及び指定管理者」とあり、第 12 条第 1 項中「指定管理者」とあり、及び同条第 2 項中「市長及び指定管理者」とあるのは「市長」と、別表中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

第 11 条第 1 項中「市長」を「指定管理者」に改め、同項第 4 号中「第 9 条各号」を「第 10 条各号のいずれか」に改め、同条第 2 項中「市長」の次に「及び指定管理者」を加え、同条を第 12 条とする。

第 10 条を第 11 条とする。

第 9 条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 6 号中「市長」の次に「及び指定管理者」を加え、同条を第 10 条とする。

第 8 条の見出しを「（利用料金の不還付）」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に改め、同条を第 9 条とする。

第 7 条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

福祉センターの利用料金（法第 244 条の 2 第 8 項の利用料金をいう。以下同

じ。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第6条第1号に掲げる者が使用する場合 無料
 - (2) 第6条第2号に掲げる者が使用する場合 別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額
- 2 福祉センターを使用しようとする者(第6条第2号に掲げる者に限る。)は、前項第2号に規定する利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金を後納することができる。

第7条第3項中「市長」を「指定管理者」に改め、「あると」の次に「市長が」を加え、「使用料」を「利用料金」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第7条を第8条とする。

第6条第1項中「市長」を「あらかじめ指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「本市に住所を有する60歳以上の」を「次に掲げる」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 本市に住所を有する60歳以上の者
- (2) 前号に掲げる者のほか、指定管理者が管理運営上支障がないと者としてあらかじめ市長の承認を得た者

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、市長が指定する者に福祉センターの管理を行わせるものとする。

- 2 指定管理者が行う業務は次に掲げるとおりとする。
- (1) 福祉センターの維持管理に関する業務
 - (2) 福祉センターの使用の許可に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、福祉センターの管理に関して市長が必要と認める業務

別表中「第7条関係」を「第8条関係」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の湖西市老人福祉センター条例（以下「新条例」という。）第 8 条第 1 項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の日の使用に係る利用料金について適用し、同項第 2 号の新条例別表に定める額の範囲内において指定管理者が定める利用料金の承認に関して必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第 61 号

令和 2 年度湖西市旧環境センター解体工事の契約締結について

下記のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 令和 2 年度湖西市旧環境センター解体工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 271, 150, 000 円 |
| 4 契約の相手方 | 愛知県名古屋市中区錦三丁目 4 番 6 号
東亜建設工業株式会社 名古屋支店
執行役員支店長 金子 功 |

議案第 62 号

令和 2 年度高師山地区津波避難タワー整備工事の契約締結について

下記のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 令和 2 年度高師山地区津波避難タワー整備工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 238,700,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 湖西市新居町浜名 224 番地
山平建設株式会社 新居出張所
所長 竹下 訓司 |

損害賠償額の決定について

静岡地方裁判所浜松支部平成 30 年（ワ）第520号損害賠償請求事件において、和解を成立させるため、下記のとおり損害賠償額を決定することについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条第 2 項及び湖西市水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年湖西市条例第 23 号）第 6 条の規定により適用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

1 損害賠償の相手方

住 所 湖西市吉美 1756 番地の 2
氏 名 有限会社アドシステム

2 損害賠償の額 金 3,000,000 円

3 事件の概要

- (1) 平成 29 年 11 月 15 日に配水管の布設替工事の入札を実施し、同月 22 日、有限会社アドシステムとの工事請負契約を締結。
- (2) 同年 12 月 18 日、入札参加業者から、設計金額に違算があるとの申出があり、湖西市で設計金額の確認を行ったところ、違算を確認。
- (3) 平成 30 年 1 月 19 日、有限会社アドシステムとの契約を解除。
- (4) 同年 10 月 30 日、静岡地方裁判所浜松支部に有限会社アドシステムから湖西市に対して、損害賠償請求の提訴。
- (5) 令和 2 年 6 月 30 日、静岡地方裁判所浜松支部から湖西市に対し、有限会社アドシステムに本件解決金として 3,000,000 円支払うよう和解勧告がなされる。

議案第 64 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線の認定をしたいので、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
宿北東 33 号線	湖西市白須賀字菱池	湖西市白須賀字菱池	

令和 2 年度湖西市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 2 年度湖西市一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 639,278 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,963,473 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

（繰越明許費）

- 第 4 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 4 表 繰越明許費」による。

令和 2 年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	使用料及び手数料	433,588	△8,502	425,086
	1 使用料	297,091	△8,502	288,589
15	国庫支出金	8,829,881	476,669	9,306,550
	1 国庫負担金	1,900,591	11,310	1,911,901
	2 国庫補助金	6,920,132	465,359	7,385,491
16	県支出金	1,443,311	54,177	1,497,488
	2 県補助金	488,386	55,879	544,265
	3 委託金	133,644	△1,702	131,942
19	繰入金	1,362,129	137,223	1,499,352
	1 基金繰入金	1,362,115	62,918	1,425,033
	2 特別会計繰入金	14	74,305	74,319
21	諸収入	521,830	8,511	530,341
	6 雑入	262,914	8,511	271,425
22	市債	1,317,300	△28,800	1,288,500
	1 市債	1,317,300	△28,800	1,288,500
	歳 入 合 計	28,324,195	639,278	28,963,473

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	8,716,366	△6,073	8,710,293
	1 総務管理費	8,006,986	△6,073	8,000,913
3	民生費	6,800,707	43,761	6,844,468
	1 社会福祉費	3,203,601	2,949	3,206,550
	2 児童福祉費	3,267,404	25,072	3,292,476
	3 生活保護費	329,367	15,740	345,107
4	衛生費	3,287,177	△35,995	3,251,182
	1 保健衛生費	704,985	△41,674	663,311
	2 清掃費	1,642,713	6,779	1,649,492
	3 環境対策費	30,603	△1,100	29,503
5	労働費	81,648	△403	81,245
	1 労働諸費	81,648	△403	81,245
7	商工費	899,129	△17,224	881,905
	1 商工費	899,129	△17,224	881,905
8	土木費	2,785,163	1,560	2,786,723
	2 道路橋梁費	907,941	1,500	909,441
	4 都市計画費	1,603,979	500	1,604,479
	5 住宅費	88,213	△440	87,773
9	消防費	1,353,385	△737	1,352,648
	1 消防費	1,353,385	△737	1,352,648
10	教育費	2,218,233	654,389	2,872,622
	1 教育総務費	527,628	△1,004	526,624
	2 小学校費	226,023	441,647	667,670
	3 中学校費	202,204	228,201	430,405
	4 幼稚園費	613,065	5,500	618,565
	6 社会教育費	365,719	△8,466	357,253

款	項	補正前の額	補正額	計
	7 保健体育費	千円 283,594	千円 △11,489	千円 272,105
	歳 出 合 計	28,324,195	639,278	28,963,473

第2表 債務負担行為補正

追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和2年度車両リース料(追加分)	令和3年度～令和7年度	1,297

第3表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の 目 的	変 更 前			変 更 後			償還の 方 法
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	限 度 額	起債の 方 法	利 率	
斎場整備 事業	28,800	証 書 借入等	5.0%以 内(ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては当該 見直し後 の利率)	—	—	—	—

第4表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
8 土 木 費	2 道路橋梁費	(都)大倉戸茶屋松線整備事業	565,649

議案第 66 号

令和 2 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正 予算 (第 3 号)

令和 2 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,971 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,653,048 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険税	1,153,800	△4,323	1,149,477
	1 国民健康保険税	1,153,800	△4,323	1,149,477
3	国庫支出金	0	2,593	2,593
	2 国庫補助金	0	2,593	2,593
4	県支出金	3,979,353	2,535	3,981,888
	2 県補助金	3,979,353	2,535	3,981,888
7	繰越金	50,000	8,166	58,166
	1 繰越金	50,000	8,166	58,166
歳入合計		5,644,077	8,971	5,653,048

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
9	諸支出金	47,641	8,971	56,612
	1 償還金及び還付加算金	47,640	805	48,445
	2 繰出金	1	8,166	8,167
歳出合計		5,644,077	8,971	5,653,048

議案第 67 号

令和 2 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算
(第 1 号)

令和 2 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 103, 597 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 285, 446 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8	繰越金	2	103,597	103,599
	1 繰越金	2	103,597	103,599
歳 入 合 計		4,181,849	103,597	4,285,446

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7	諸支出金	1,212	103,597	104,809
	1 償還金及び還付加算金	1,211	38,038	39,249
	2 繰出金	1	65,559	65,560
歳 出 合 計		4,181,849	103,597	4,285,446

議案第 68 号

令和 2 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正
予算（第 1 号）

令和 2 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,750 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 715,534 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	繰越金	1	1,750	1,751
	1 繰越金	1	1,750	1,751
歳 入 合 計		713,784	1,750	715,534

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	広域連合納付金	686,593	1,170	687,763
	1 広域連合納付金	686,593	1,170	687,763
3	諸支出金	1,062	580	1,642
	2 繰出金	12	580	592
歳 出 合 計		713,784	1,750	715,534

令和 2 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 2 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 2 年度湖西市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 水道事業費用	1,096,276 千円	3,616 千円	1,099,892 千円
第 1 項 営業費用	1,030,731 千円	3,616 千円	1,034,347 千円

令和 2 年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 70 号

令和 2 年度湖西市病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 2 年度湖西市病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第 2 条 令和 2 年度湖西市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（4）主要な建設改良事業			
医療器械等購入	177,832 千円	2,554 千円	180,386 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 病院事業収益	3,457,150 千円	60,726 千円	3,517,876 千円
第 2 項 医業外収益	767,760 千円	2,926 千円	770,686 千円
第 3 項 特別利益	33 千円	57,800 千円	57,833 千円

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 病院事業費用	3,581,863 千円	66,684 千円	3,648,547 千円
第 1 項 医業費用	3,477,904 千円	8,884 千円	3,486,788 千円
第 3 項 特別損失	849 千円	57,800 千円	58,649 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額94,580千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額91,970千円」に改め、資本的収入と資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	236,662千円	5,164千円	241,826千円
第5項 国県補助金	0千円	5,164千円	5,164千円

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	331,242千円	2,554千円	333,796千円
第1項 建設改良費	218,518千円	2,554千円	221,072千円

(債務負担行為の追加)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

事 項	期 間	限 度 額
健診センター封入封緘機リース料	令和3年度～令和7年度	3,104千円

令和2年9月2日提出

湖西市長 影山剛士

議案第 71 号

令和元年度湖西市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度湖西市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 72 号

令和元年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳
出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 73 号

令和元年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 74 号

令和元年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入 歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 75 号

令和元年度湖西市公共下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和元年度湖西市公共下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 76 号

令和元年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、令和元年度湖西市水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについて議決を求めるとともに、併せて同法第 30 条第 4 項の規定に基づき、令和元年度湖西市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 77 号

令和元年度湖西市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和元年度湖西市病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士